

## 下水排除基準一覧表(下水道法・久留米市下水道条例)

測定項目	特定事業場		非特定事業場 ※4
	排水量	排水量	
	50m <sup>3</sup> /日以上	50m <sup>3</sup> /日未満	
健康項目	1 カドミウム及びその化合物	≤0.03	≤0.03
	2 シアン化合物	≤1	≤1
	3 有機燐化合物	≤1	≤1
	4 鉛及びその化合物	≤0.1	≤0.1
	5 六価クロム化合物	≤0.2	≤0.2
	6 硒素及びその化合物	≤0.1	≤0.1
	7 水銀及びアルキル水銀その他 の水銀化合物	≤0.005	≤0.005
	8 アルキル水銀化合物※3	検出されないこと	検出されないこと
	9 ポリ塩化ビフェニル	≤0.003	≤0.003
	10 トリクロロエチレン	≤0.1	≤0.1
	11 テトラクロロエチレン	≤0.1	≤0.1
	12 ジクロロメタン	≤0.2	≤0.2
	13 四塩化炭素	≤0.02	≤0.02
	14 1,2ジクロロエタン	≤0.04	≤0.04
	15 1,1ジクロロエチレン	≤1	≤1
	16 シス1,2ジクロロエチレン	≤0.4	≤0.4
	17 1,1,1トリクロロエタン	≤3	≤3
	18 1,1,2トリクロロエタン	≤0.06	≤0.06
	19 1,3ジクロロプロペン	≤0.02	≤0.02
	20 チウラム	≤0.06	≤0.06
	21 シマジン	≤0.03	≤0.03
	22 チオベンカルブ	≤0.2	≤0.2
	23 ベンゼン	≤0.1	≤0.1
	24 セレン及びその化合物	≤0.1	≤0.1
	25 ほう素及びその化合物	≤10	≤10
	26 ふつ素及びその化合物	≤8	≤8
	27 ダイオキシン類	≤10	≤10
	28 1,4ジオキサン	≤0.5	≤0.5
処理困難項目	29 フェノール類	≤5	≤5
	30 銅及びその化合物	≤3	≤3
	31 亜鉛及びその化合物	≤2	≤2
	32 鉄及びその化合物(溶解性鉄)	≤10	≤10
	33 マンガン及びその化合物(溶解性)	≤10	≤10
	34 クロム及びその化合物	≤2	≤2
生活環境項目	35 アンモニア性窒素、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素含有量	<380	<380
	36 水素イオン濃度	5<, <9	5<, <9
	37 生物化学的酸素要求量	<600	<600
	38 浮遊物質量	<600	<600
	39 ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
	イ 鉱油類含有量	≤5	≤5
	ロ 動植物油脂含有量	≤30	≤30
	40 窒素	<240	<240
	41 りん	<32	<32
	42 溫度	<45	<45
	43 よう素消費量	<220	<220

※1 黄色のセルは直罰対象(指導や命令等を経ずに直ちに罰則適用)の排除基準です。

この数値を超えるおそれがある場合には、水質の改善(改善命令)や公共下水道への下水排除の一時停止を命じられる場合があります。また、基準値を超えた場合には、罰則が適用されます。

※2 単位は水素イオン濃度はなし。温度は(°C)、ダイオキシン類は(pg-TEQ/L)、他はすべて(mg/L)。

※3 検出されないこととは検出下限値(<0.0005mg/L)以下のことである。

※4 日排水量50m<sup>3</sup>未満は生活環境項目について適用除外。

※5 基準は、下水道法第12条、第12条の2、第12条の11、久留米市下水道条例第7条、第7条の3、第7条の4より。